

【EU】 アザラシ製品貿易規則改正

海外立法情報課 田村 祐子

* 2015年10月10日、アザラシを用いた製品の貿易に関する規則（EU）No1007/2009を改正する規則（EU）2015/1775が施行された。

1 背景と経緯

(1) 旧規則（EU）No1007/2009の概要

アザラシ猟は、主にその皮を目的として行われるが、ハカピック（注1）で頭部に打撃を与えた後、アザラシに意識がある状態でも生きてまま皮を剥がすという恐怖と苦痛を長く伴う方法で行われてきた。EUでは2009年に、アザラシをこのような残忍な方法で屠殺することについて、動物福祉（animal welfare）の観点から是正を図る目的で、アザラシ製品の貿易に関する規則（EU）No1007/2009（以下、「旧規則」）を制定した。旧規則は、アザラシの肉、油、脂肪、臓器、皮、毛皮及びそれらを加工した製品（以下、「アザラシ製品」）に関して、イヌイト等の先住民族によって狩猟されたアザラシからなるアザラシ製品（以下、「IC例外規定」。ICは先住民族 Indigenous Communitiesの略記）、海洋資源管理のために狩猟されたアザラシからなるアザラシ製品（以下、「MRM例外規定」。MRMは海洋資源管理 Marine Resource Managementの略記）、及び旅行者等によって域内に持ち込まれたアザラシ製品（「Travelers例外規定」）を除く、全てのアザラシ製品をEU域内市場に流通させることを禁止する内容であった。

(2) 改正に至る経緯

IC例外規定においてイヌイト等の先住民族への配慮はあるものの、その場合でも商業目的での市場流通を禁止していたことから、カナダとノルウェーは、旧規則が関税及び貿易に関する一般協定（GATT）に違反する輸入制限であり、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）に違反する不必要な貿易障壁である等を主張して、世界貿易機関（WTO）に異議を申し立てた。WTOの紛争解決機関（Dispute Settlement Body:DSB）は、2014年6月18日、旧規則の正当性を認める判断を下した。ただし、旧規則のうちIC例外規定とMRM例外規定については、旧規則の目的に鑑みて正当化できないと問題を指摘した。つまり、IC例外条項に関しては、原則として正当な区別を反映している一方で、その意図（design）と適用（application）のいくつかの要素は「正当化できない恣意的な差別」に等しいと判断した。MRM例外規定については、商業的狩猟と小規模かつ非営利であるMRM狩猟に該当するのはそれぞれの範囲（dimension）なのか、その違いが明確でないため、MRM例外規定の正当性は認められないとした。EUは、2014年7月10日、WTOの判断を尊重する姿勢でこの紛争におけるDSBの判決と勧告を実施することをDSBに対して申し出た。2014年9月5日、EU、カナダ及びノルウェーはDSB勧告の実施に要する合理的な期間について合意し、EUにおける法制化は2015年10月18日までに行われることとなった。

これを受けて、欧州委員会は 2015 年 2 月 6 日、上記 2 点の例外規定を修正する改正案 (COM(2015)45final) を提出した。改正案では、IC 例外規定については動物福祉に配慮する条文 (後述) を追加し、MRM 例外規定は削除した。改正案は、若干の修正を経て 6 月 30 日、EU 理事会と欧州議会によって承認された後、10 月 6 日に正式に採択された。改正規則 (EU) 2015/1775 は、10 月 7 日に EU 官報に公布され、その 3 日後の 10 月 10 日に施行された。

2 主な内容

(1) IC 例外規定

旧規則では、(a)イヌイット及び他の先住民の共同体によって伝統的に行われてきた狩猟、(b)商業目的ではなく共同体の生計に寄与することを目的とした狩猟によって得られた製品のみ市場に出すことが許可される (旧規則第 3 条第 1 項) と規定されていた。改正後は、それに加えて、(c) 動物福祉に配慮して、アザラシに与える痛み、恐怖、その他の苦痛を可能な限り減ずる方法の狩猟であることが新たに条件となった。これらの 3 条件を全て満たす、イヌイット又はその他の先住民によって行われた狩猟の場合のみ、アザラシ製品を市場に出すことが許可される。さらに、アザラシ製品を市場に出す際には認可機関が発行する、定められた例外規定を満たしていることを証明する認証文書 (attesting document) を必要とする。(第 3 条第 1 項) (注 2)

(2) MRM 例外規定

旧規則では、第 3 条第 2 項 (b) に規定されていた海洋資源管理を目的とした狩猟の例外規定は、改正後は、削除された。したがって、海洋資源管理の名目で狩猟されたアザラシ製品も市場に出すことが禁止となる。

(3) その他

加盟国は、2018 年 12 月 31 日以降、4 年ごとに規則の実施状況について報告書を欧州委員会に提出する。欧州委員会は加盟国から報告を受けた後 12 か月以内に欧州議会及び EU 理事会に報告を行う。欧州委員会は、この報告をもとに規則の機能、効果及び影響を評価することとしている。(第 7 条)

注 (インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。)

- (1) アザラシ猟に用いる、先端に鋭利な金属がついた棒。
- (2) 認証文書と認可機関の詳細については、実施規則 Commission Implementing Regulation (EU) 2015/1850 を 10 月 13 日付けで定めている。

参考文献

- ・ Council of the European Union, “Seal products trade: agreement to adapt the ban to WTO rules,” 2015.6.30. <<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/06/30-seal-products-trade/>> 等